

檀原市・高取町・明日香村
退院調整状況調査（令和6年1月実施）報告書

1. 目的

令和5年7月に実施した前回調査からの状況の変化を調査するとともに、退院調整ルールの運用による効果と今後の課題を検証していくために、現状を把握する。

2. 調査の概要

項目	内容
調査期間	令和6年1月18日～1月31日
調査対象地域	檀原市、高取町、明日香村
調査対象事業者数	65 か所
調査対象者	調査対象地域にある事業所のケアマネジャー (事業所：居宅介護支援事業所、小規模多機能型、地域包括支援センター)
調査内容	・令和5年12月の1か月間に退院した利用者の退院調整状況 ・令和5年12月の1ヶ月間に入院した利用者の入院時情報提供書の提出状況 ・県外へ入退院する場合の連携の取りにくさ 等
回答事業所数（回収率）	59 か所（91%）
ケアマネジャー回答人数	127 人

3. 調査結果

■ 退院・入院患者数（令和5年12月）

介護度別	利用者の居住地	退院患者数		入院患者数	
		全体	檀原市・高市郡	全体	檀原市・高市郡
要介護		98 人	80 人	96 人	79 人
要支援		25 人	25 人	31 人	30 人
事業対象者及び介護認定申請中		2 人	2 人	1 人	1 人
合 計		125 人	107 人	128 人	110 人

■檀原市・高取町・明日香村内の退院調整率

・全 体： 82.0%

要介護	81.8%
要支援	81.3%
事業対象者及び介護認定申請中	100.0%

■退院調整が必要なケース（除外ケース等を除いた場合）において、檀原市・高市郡内のケアマネジャーが病院に対し、入院時情報提供書を送った割合

・全 体： 91.8%

要介護	97.8%
要支援	84.2%
事業対象者及び介護認定申請中	該当なし

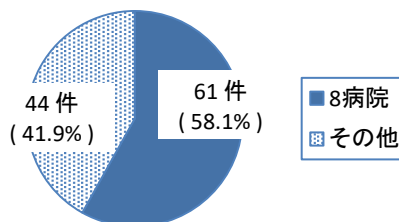
【調査結果の詳細】

■退院ケース

(2-1) 橿原市・高市郡内（3市町村）の居住者が退院した病院（令和5年12月退院患者）

・橿原市・高市郡内（3市町村）の居住者が退院した病院は、橿原市・高市郡内の8病院が58.1%だった。（N=105）

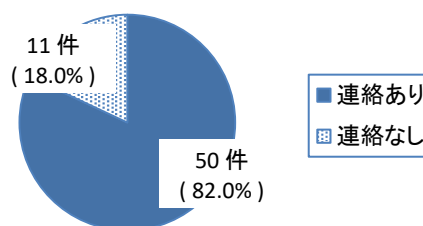
※8病院：奈良県立医科大学附属病院・平成記念病院・平成まほろば病院・平尾病院・大和橿原病院・万葉クリニック・橿原リハビリテーション病院・飛鳥病院



(2-2) 退院時の連絡状況

※(2-1)で「橿原市・高市郡内の8病院」から退院した61件についての回答。

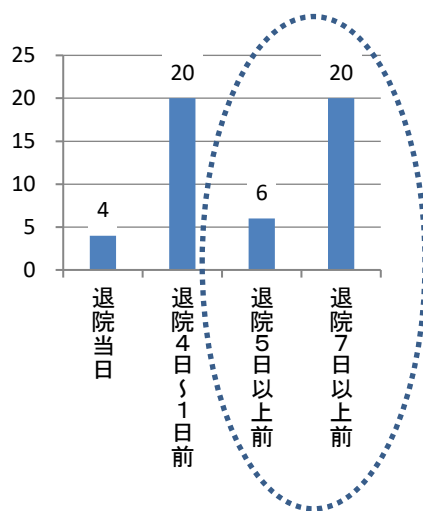
・退院調整での連絡状況は、「連絡あり」が50件であった。（N=61）



(2-3) 病院からケアマネジャーへの退院調整の連絡の時期

※(2-2)で「連絡あり」を選択した50件についての回答。

・52.0%は退院5日以上前にケアマネジャーに連絡できている。



【ルール】

病院担当者は、患者が退院する5日以上前に、担当ケアマネジャーに退院調整開始についての連絡を行う。住宅改修等が必要な場合は、1週間前までに担当ケアマネジャーに相談する。急に退院となった場合は、ただちに担当ケアマネジャーに連絡する。

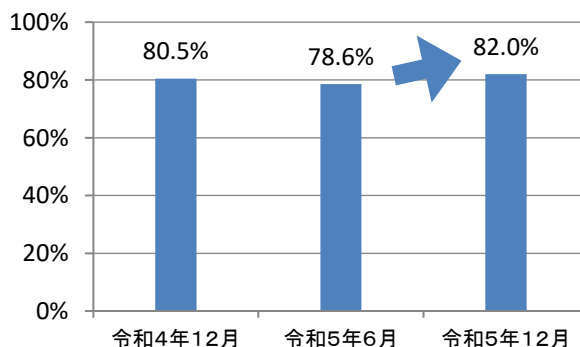
(2-4) 退院調整に問題があった場合の理由

※(2-1)で「橿原市・高市郡内の8病院」から退院した61件についての回答（自由記述）。

内容	件数
家族から退院連絡はあったが、本人の様子について説明がなかったために、退院後の準備が遅れた。	1件
土曜日の夜に家族から月曜日退院とショート希望の連絡をもらったが、間に合わず一旦自宅退院となった。	1件
転院前の病院に情報提供していたにもかかわらず、退院時の病院からはサマリーをもらえなかった。	1件
退院許可が出た翌日に、家族の希望で急遽退院となった。（退院調整の連絡は退院当日）	1件
計	4件

退院調整率の推移

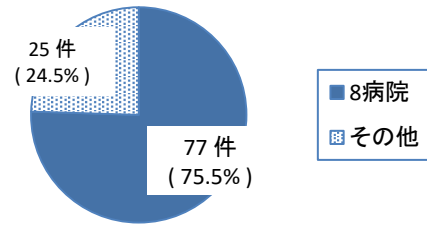
・令和5年12月の橿原市・高市郡内の退院調整率は82.0%であり、令和5年6月と比較すると、3.4%増加した。



■入院ケース

(3-1) 檀原市・高市郡内（3市町村）の居住者が入院した病院（令和5年12月入院患者）

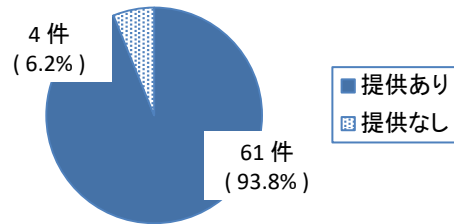
・檀原市・高市郡内（3市町村）の居住者が入院した病院は、檀原市・高市郡内の8病院が75.5%だった。（N=102）



(3-2) 入院時の情報提供状況

※ (3-1)で「檀原市・高市郡内の8病院」に入院した77件のうち、除外ケース等12件を除いた65件についての回答。

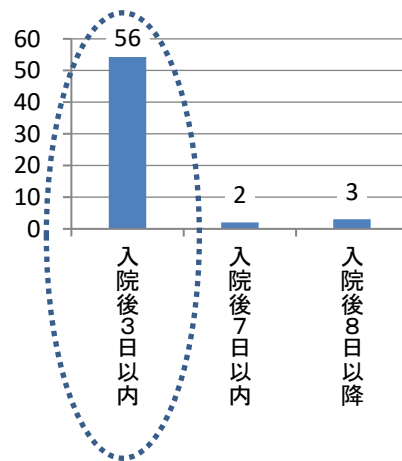
・入院時の情報提供は、「提供あり」が61件であった。（N=65）



(3-3) 入院時の情報提供の時期

※ (3-2)で「提供あり」を選択した61件についての回答。

・91.8% は入院後3日以内に病院に情報提供できている。



【ルール】

担当ケアマネジャーは、担当する利用者の入院を把握した場合は、すみやかに（入院の連絡を受けてから、できるだけ3日以内）「入院時情報提供書」を病院担当者に情報提供する。

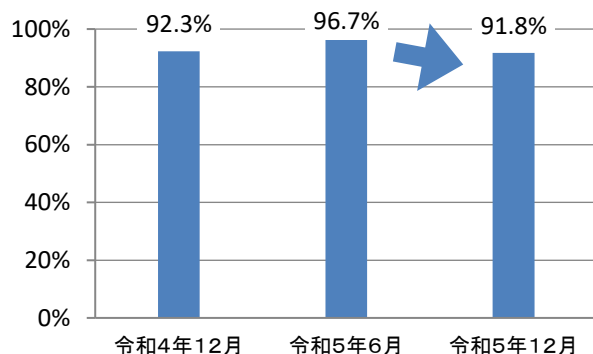
(3-4) 入院時情報提供書を提出しなかった場合の理由

※ (3-2)で「提供なし」を選択した4件についての回答（自由記述）。

内容	件数
留守番電話に気付かなかった。家族から連絡があった。	1件
休暇中だった。	1件
訪問看護から提出があった。	1件
入院を知らなかった。	1件
計	4件

退院調整が必要なケースにおける入院時の情報提供率の推移

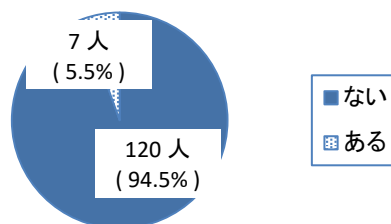
・退院調整が必要なケース（除外ケース等を除いた場合）において、檀原市・高市郡内の8病院への入院時の情報提供率は91.8%であり、令和5年6月と比較すると、4.9%減少した。



■退院調整ルールの策定圏域を超えて県外へ入退院する場合

(4-1) 連携の取りにくさ

・退院調整ルールの策定圏域を超えて県外へ入退院する場合、連携の取りにくさがあると回答した人は7人であった。
(N=127)



(4-2) 連携の取りにくさがある場合の理由

※ (4-1)で「連携の取りにくさがある」を選択した7件についての回答（自由記述）。

内容	件数
日頃関わりがないため。	1件
Web会議を提案されたが、当方の環境が整っていなかったため。	1件
病院の担当や窓口がわかりにくく、時間がかかってしまうため。	1件
入院を知らされなかった。入院時にケアマネジャーがついているかどうかも聞かれなかったとのこと	1件
担当窓口がわからないため。退院カンファレンスは家族の意向で不要となったが、退院日や本人の状態についての連絡もなかった。	1件
本人の状態が分かりにくいため。	1件
各市町村で入院中の区分変更等におけるルールが違うため。	1件
計	7件